

## 社会福祉法人くりから 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くりから（以下「法人」という）定款第8条および第12条の規定に基づき、役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事および非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与および退職手当は支給しない。
- 2 役員（理事および監事）の報酬は、各年度総額10,000,000円の範囲内で、第3条に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。
- 3 評議員の報酬は、定款第8条で定める額の範囲内で、第3条に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

### (常勤理事の報酬等の算定方法)

第3条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第30条の規定に準ずる額
- (3) 職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第3の定めによるものとする。

### (評議員（非常勤）の報酬等の算定方法)

第6条 評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員（理事および監事）に対する報酬等の支給時期は、毎月28日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その前日とする。

また、非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

3 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。